

処 分 基 準

令和2年3月19日作成

法 令 名：福岡県風俗案内業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第16条第2項
処 分 の 概 要：風俗案内業の廃止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第4条（欠格事由）
処 分 基 準： 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第4条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする。
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185
備 考：

福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準に
関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号。以下「条例」という。）第15条及び第16条の規定に基づき、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、風俗案内業者に指示をする場合における基準及び停止を命ずる場合における量定等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示処分 条例第15条の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (2) 事業停止命令 条例第16条第1項の規定に基づき、風俗案内業の停止を命ずることをいう。
- (3) 処分事由 事業停止命令を行うべき事由をいう。
- (4) 条例等違反行為 風俗案内業に関し、条例の規定若しくは他の法令の規定に違反し、又は条例に基づく処分に違反する行為をいう。

(指示処分と事業停止命令との関係)

第3条 指示処分は、風俗案内業者の自主的な条例の遵守を促した上、違反状態の是正を図る制度であることから、条例第15条の規定に該当する場合は、原則として指示処分を行い、当該指示処分に違反したときに事業停止命令を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、指示処分を行わずに、直ちに事業停止命令を行うことができる。

- (1) 同種の処分事由に当たる条例等違反行為であって悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導若しくは警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 罰則の適用がある条例等違反行為が行われ検挙した場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (3) 事業停止命令の量定（以下単に「量定」という。）がAからDまでに相当する処分事由に当たる条例等違反行為が行われた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、条例等違反行為の態様が悪質で、清浄な風俗環境を害

し、又は青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合
2 事業停止命令を行う場合において条例等違反行為の解消等のため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

(指示処分の基準)

第4条 指示処分を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 比例原則にのっとり行うものとする。
- (2) 風俗案内業者に過大な負担を課さないものとする。
- (3) 条例等違反行為と関連性のある内容とする。
- (4) 1回の違反について1回行うものとする。

(指示処分の内容)

第5条 公安委員会は、指示処分を行う場合において、当該条例等違反行為を直ちに解消させることが困難であると認めるときは、その態様に応じて必要最小限度の猶予期間を設け、及び必要に応じて違反態様の解消方法を盛り込むものとする。

2 公安委員会は、将来において同種の違反が行われることを防止するため、履行期間の設定その他の指示処分を行うものとする。

3 公安委員会は、条例等違反行為の状況に応じ、前2項の指示処分を併せて行い、清浄な風俗環境の保持等に資するものとする。

(指示処分の確認)

第6条 公安委員会は、指示処分を行った後は、当該風俗案内業者が指示処分の内容に違反していないかどうかを確認するものとする。

(事業停止命令の量定)

第7条 基本的な量定は、別表に定めるところによるものとする。

(事業停止命令の併合)

第8条 処分事由に当たる2以上の条例等違反行為について同時に事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定は、Aとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び条例で定める期間を超えないものとする。

(観念的競合)

第9条 2以上の処分事由に該当する一つの条例等違反行為について事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定は、Aとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

第10条 最近3年間に事業停止命令を受けた者に対して事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について第7条から第9条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例で定める期間を超えることができない。

(事業停止命令に係る期間の決定)

第11条 事業停止命令により風俗案内業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、量定がAに相当するものについて事業停止命令を行う場合は、6月とする。ただし、処分を軽減すべき事由がある場合は、情状により、2月を下限として6月より短い期間の風俗案内業の停止を命ずることができる。
- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間（第8条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第10条に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第7条から第10条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア 処分を加重すべき事由

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- (イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る条例等違反行為と同種の条例等違反行為を行ったこと。
- (ウ) 条例等違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 従業者の大多数が条例等違反行為に加担していること。

- (オ) 改しゅんの情が見られないこと。
- (カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。
- (キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (ク) 青少年の福祉を害する条例等違反行為であること。
- (ケ) (ア) から (ク) までに掲げるもののほか、処分を加重すべき事由があること。

イ 処分を軽減すべき事由

- (ア) 他人に強いられて条例等違反行為を行ったこと。
- (イ) 風俗案内業者（法人にあっては、役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例等違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る条例等違反行為を行ったことがなく、改しゅんの情が著しいこと。
- (エ) 風俗案内業の具体的な改善措置を自主的に行っていること。
- (オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、処分を軽減すべき事由があること。

別表（第7条、第11条関係）

区分	項	違反事項	関係条項	量定
条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第3条第1項及び第3項並びに第21条第1号及び第2号	C
	2	事業廃止・変更届出義務違反	条例第3条第2項及び第3項並びに第21条第3号	F
	3	名義貸し違反	条例第5条及び第20条第1項第1号	A
	4	特定の性風俗特殊営業に係る風俗案内禁止違反	条例第6条及び第20条第1項第2号	A
	5	特定の地域における風俗案内禁止違反	条例第7条第1項及び第2項並びに第20条第1項第3号	A
	6	従業者名簿備付け記載義務違反	条例第8条及び第22条第1号	E
	7	従業者の生年月日の確認義務違反	条例第9条第1項	E

8	従業者の生年月日の確認記録の作成保存義務違反	条例第9条第2項	E
9	風俗営業の許可等の確認義務違反	条例第10条第1項	E
10	風俗営業等確認簿備付け記載義務違反	条例第10条第2項及び第22条第2号	E
11	青少年の立入禁止等表示義務違反	条例第11条	F
12	事業時間制限違反	条例第12条第1号及び第2号	D
13	騒音規制違反	条例第12条第3号	E
14	接待風俗営業等の営業所等を表し、又は連想させる図画等の表示等禁止違反	条例第12条第4号	E
15	性的感情を刺激する図画等の表示等禁止違反	条例第12条第5号	E
16	卑わい行為等の告知等による接待風俗営業の風俗案内禁止違反	条例第12条第6号	E
17	風俗案内の契約の締結等に関して威迫して困惑させる行為の禁止違反	条例第12条第7号	D
18	割引等に係る証票等の配布等禁止違反	条例第12条第8号	E
19	割引等に係るバーコード等の提示等禁止違反	条例第12条第9号	E
20	清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による風俗案内禁止違反	条例第12条第10号	E
21	青少年の業務従事禁止違反	条例第13条第1号及び第20条第1項第4号	A
22	青少年の立ち入らせ禁止違反	条例第13条第2号及び第20条第1項第4号	A
23	青少年の利用禁止違反	条例第13条第3号及び第20条第1項第4号	A
24	管理者選任義務違反	条例第14条第1項及び第2項	F

	25	指示処分違反	条例第15条	D
	26	報告・資料提出義務違反	条例第18条第1項及び第2条第3号	E
	27	立入の拒否、妨害又は忌避	条例第18条第2項及び第2条第4号	E
他の法令の規定に違反する行為	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第49条又は第50条第1項第4号（同法第22条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）、第5号（同法第28条第12項第3号に係る部分に限る。）若しくは第6号の罪に当たる違法な行為		A
	2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第50条第1項第4号（同法第22条第1項第5号又は第6号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第28条第12項第4号又は第5号に係る部分に限る。）又は第52条第1号の罪に当たる違法な行為		C
	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第53条第1号又は第2号の罪に当たる違法な行為		D
	4	刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条、第182条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第2		A

	26条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条から第226条の3まで又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
5	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		C
6	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
7	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		C
8	売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章の罪に当たる違法な行為		A
9	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為		A
10	労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62		A

	条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為	
1 1	職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条の罪に当たる違法な行為	A
1 2	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	A
1 3	児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	C
1 4	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、風俗案内業において業務に従事させていたもの	A
1 5	1 4以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	C
1 6	労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
1 7	大麻取締法(昭和23年法律第124号)第24条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	C
1 8	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第3	E

	03号) 第24条の2第1号の罪に当たる 違法な行為		
19	覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) 第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		C
20	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) 第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		C
21	あへん法(昭和29年法律第71号) 第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		C
22	競馬法(昭和23年法律第158号) 第3		E

	0条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		
23	自転車競技法（昭和23年法律第209号）第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		E
24	小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		E
25	モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		E
26	スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		E
27	福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号）第5条第3項又は第5項の規定に違反する行為		E
28	福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項（同条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
29	福岡県迷惑行為防止条例第11条第3項（同条例第5条第1項第3号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
30	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項（同条例第5条第1項第1号、第4号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		C
31	福岡県迷惑行為防止条例第11条第4項（同条例第5条第1項第2号又は第5号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な		E

	行為		
3 2	福岡県迷惑行為防止条例第 1 1 条第 4 項 (同条例第 5 条第 1 項第 3 号に係る部分 に限る。) の罪に当たる違法な行為		A
3 3	福岡県迷惑行為防止条例第 1 1 条第 5 項 又は第 6 項の罪に当たる違法な行為		D
3 4	福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料 金の取立て等の規制に関する条例(平成 1 3 年福岡県条例第 3 7 号) 第 1 3 条第 2 項 第 2 号の罪に当たる違法な行為		C
3 5	福岡県暴力団排除条例(平成 2 1 年福岡県 条例第 5 9 号) 第 2 5 条第 1 項第 3 号の罪 に当たる違法な行為		A

備考 量定の内容は、次のとおりとする。

- 1 A 6月の事業停止命令
- 2 B 2月以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、4月
- 3 C 40日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、3月
- 4 D 20日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、40日
- 5 E 10日以上80日以下の事業停止命令。基準期間は、20日
- 6 F 5日以上40日以下の事業停止命令。基準期間は、14日